

第5期第5回横浜市税制調査会 議事概要

日 時	令和3年9月17日（金）午前10時00分から正午まで
会議形式	WEB形式
出席者	青木座長、上村委員、柏木委員、川端委員、柴委員、望月委員
欠席者	なし
関係局	なし
開催形態	公開（傍聴者0人、取材0人）
議 題	大都市における地方税制のあり方について
議 事	<p>・事務局より配付資料に沿って説明があった。</p> <p>【主なコメント（要旨）】</p> <p>（国・地方の税源配分等の状況について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国・地方間の「税の配分」を5対5とすべきというのは、長年指摘し続けてきたことで、現状、国・地方間の「税の配分」は6対4である一方、国から地方への移転を反映した最終的な配分額である「税の実質配分」は、3対7と乖離が生じているため、地方の実質的な役割の大きさに見合うよう、地方税の配分割合を上げていくことが必要ではないか。 ○ 国から地方への税源移譲に関して、各地方自治体間の税収構造の違い等により、その影響は地方自治体により異なる。 横浜市として「税の配分」について提案するのであれば、横浜市の税収構造の特徴として個人住民税の割合が高いことを踏まえ、消費・流通課税と法人課税に加えて、個人住民税の拡充を求めるなど横浜市にとってメリットが大きくなるよう考えるべきではないか。 ○ 「三位一体の改革」における所得税から個人住民税への税源移譲では、累進税率であったものが比例税率化されたが、高所得者が多い都市は、累進税率の方がメリットがあったのではないか。 ○ 所得税と個人住民税の関係について、現状は、基礎自治体がベース部分（個人住民税：比例税率）を取り、その上で累進課税を国が取っている（所得税：累進税率）ものである。税源移譲により、個人住民税は比例税率10%となったが、基本的な地方への配分が10%でいいのか、所得税の累進税率とあわせて抜本的に検討していくことも考えられるのではないか。 ○ これまでは、3つの基幹税（消費税・所得税・法人税）からの税源移譲について、国・地方双方で相乗りしているものだから、その配分割合を見直すよう要望してきたということもあると思うが、それに限らず、国税を減らして、むしろ地方税に適した固定資産税を拡充するなど、地方税としての課税権を強めるべきという新たな視点での提案の仕方も考えられるのではないか。 ○ 国と地方の税制のあり方に係る議論は、連邦制の国と、日本のような単一国家では大きく違いがあり、ドイツ（連邦制）の場合は、地方税の割合が高く、イギリスの場合は、地方政府の独自の財源がほとんどないなど、世界を見ても共通解があるわけではない。 <p>（大都市特有の財政需要と税源配分について）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 消費課税について、最終消費地に帰属する税収のウエイトを上げるという議論はあ

り得ると思うが、拠点を設けなくてもメールオーダーのような配送による消費活動が増えてきている状況をどう考えるかだと思う。

消費課税だけでなく、法人課税も含めて、拠点を設けないビジネスをどう課税するかという国際課税の議論にも繋がっていくところだと思う。これについては、地方税に直接当てはめることは難しいと思うが、意識をして議論しておく必要があるのではないか。

- デジタル課税の議論について、今年 10 月の OECD で最終合意ができれば導入に向けて進むこととなるが、多国籍企業への課税により日本の法人税収が増えることに合わせて、それを地方に持ってこれるようなロジックや関係性について議論の余地があるのではないか。

法人税とは直接関係はなくて、大規模売上業者に対する売上税的な性質の課税をしようとしているものなので、それとリンクさせるような地方税を作るよう提案する必要があるのではないか。

- 拠点があるものに対して課税するという考えは、19 世紀頃のドイツの営業税が出発点で、当時の領邦国家では、自領邦の中の事業者に対して、店舗を構えて商売する場合の営業許可とセットで営業税を課税していた。

(事業所税の制度概要と現状について)

- 事業所税は、大都市が独自に行うことができる唯一の法人課税であり、道府県には事業税があるが、それに対置するものが大都市として必要なのではないか。

- 事業所税は、事業所等の床面積と従業員数を課税標準とする外形標準課税であり、そのあり方からすると受益が見合いやすく、事業税と違い収益部分も入っていないことから、地方税の適格性からするといいのではないかな。

一方で、賃金課税ではないかといった見方や、国際課税との関係でいえば拠点課税の典型でもあるので、最近の変化を踏まえてどのように考えるか。

- 事業所税の維持強化をしていくのであれば、都市の整備のために使っているという目的税の用途の透明化を図ることも必要ではないかな。

- 事業所税は、事業所で行う事業に課税するものであり、メールオーダーが増えるなどの変化に応じて、事業所を設けずに事業を行う者に対する課税について議論していく必要があるのではないか。

一方で、事業と行政サービスとの受益関係が課税根拠になっているから、事業所を構えないでビジネスをやっているにもかかわらず本当に受益があるのかということ問われると難しいのではないかな。

国際課税では、消費者がいることが課税できる根拠とされている。消費者がいるところで活動があつて、だからこそ、事業者は収益・メリットを得ているのだとしている。どこで行政区画の線を引くのか、国境で引くのか、都道府県で引くのか、市町村で引くのかというスケールの問題に過ぎず、それは地方でも妥当するのではないかな。

資 料

【資料 1】大都市における地方税制のあり方について（論点メモ）

【資料 2】大都市における地方税制について